

日野市保育所等 AI 入所選考システム導入・運用保守業務委託
提案募集実施要領

令和 8 年 5 月

日野市

1. 本要領の目的

この実施要領は、保育所等 AI 入所選考システム構築における業務提供事業者の候補を公募型プロポーザルにより総合的に選定するため、手続きに必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 件名

日野市保育所等 AI 入所選考システム導入・運用保守業務委託

(2) 業務内容

「日野市保育所等 AI 入所選考システム導入・運用保守業務委託契約仕様書」のとおり。

※運用保守業務契約については令和 9 年度以降、市と受託者との間で別途契約する。

※この業務内容は市が要求するものであり、実際の契約内容については提案内容を踏まえ、業者決定後に協議し決定する。要件を満たさない項目については提案書にその旨を明記すること。

(3) 履行期間

契約した日から令和 9 年 3 月 31 日まで

運用保守については、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までを予定

(4) 予定上限額（税込）

9,976,000 円（導入業務委託 7,562,000 円、運用保守 2,414,000 円）

※システム利用については、令和 9 年度からの契約を予定しており、令和 8 年度内の運用保守業務については、その経費を本契約に含めるものとする。

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約額ではない。

※価格提案書における見積額が消費税等相当額を含む提案上限額を超える提案を行った場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1)東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。

(2)原則公募時までに ISO27001、ISMS またはプライバシーマークの取得をしていること。

(3)直近 3 年間に於いて、国または地方公共団体から業務委託を受託した実績を持つシステムであること。

(4)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(5)申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。

(6)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。

(7)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

(8)日野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 12 月 27 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4. プロポーザル実施に関するスケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは下記のとおり。

内 容	日 時
公募開始	令和 8 年 6 月 1 日(月)
質問の受付	令和 8 年 6 月 10 日(水)午後 4 時まで
質問書の回答	令和 8 年 6 月 19 日(金)予定
提案参加届・提案書類受付	令和 8 年 6 月 22 日 (月) ~7 月 17 日 (金) 午後 4 時まで
一次選考結果通知 (書類審査結果の通知)	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 予定
二次選考 (プレゼンテーション・デモ審査)	令和 8 年 8 月 26 日 (水)
二次選考結果通知 (受託候補者審査結果の通知)	令和 8 年 9 月上旬
契約締結	令和 8 年 10 月上旬

5. 各資料の入手方法

日野市ホームページに記載

6. 質疑応答

本プロポーザルにかかる質疑応答は下記により行う。

(1) 提出書類

質問書 (様式 7) 【1 部】

(2) 質問方法

提案参加届 (様式 1) に記載された e-mail アドレスから以下の要領で、電子メールにて提出すること。

件名: [【会社名 (略称可)】][日野市保育所等 AI 入所選考システム導入・運用保守業務
業務質問]

※提出先については「13. 書類提出先等」を参照

(3) 質問受付期間

令和 8 年 6 月 1 日(月)~6 月 10 日 (水) 午後 4 時(必着)

(4) 質問に対する回答方法

① 回答については、市で集約する。

② 令和 8 年 6 月 19 日(金)までに本市ホームページで質問及び回答のすべてをまとめたものを公表する。

③ 質問元の事業者名は公表しない。

7. 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

- ① 様式1 提案参加届【1部】
- ② 様式2 会社概要【1部】
- ③ 様式3 価格提案書【1部】
- ④ 様式4 業務実績書
- ⑤ 企画提案書【正本1部、副本10部】（任意様式）
- ⑥ 様式5 機能要件一覧（回答）

※機能要件ごとに実現「可」もしくは実現「不可」を記載すること。機能要件が実現「不可」の場合のみ、代替方法があればその内容を記載すること

- ⑦ ISO27001、ISMS またはプライバシーマークを取得していることの証明書（コピー可）
- ⑧ 納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税 ※写し可）

企画提案書について

- 用紙サイズはA4版とし、やむを得ない理由によりA3サイズの用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- 20ページ以内（表紙含む）とし、横書き、両面印刷で表紙、目次を付け、ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- 本企画提案書に基づきヒアリングを実施するため、20分程度で説明できるよう構成すること。
- 企画提案は1者につき1案とし、提出期限後の企画提案書の再提出は認めない。
- いずれの提案についても、実現可能な提案であること。
- 企画提案書に提案者の社名を記載すること。

(2) 提出方法

- 上記に掲げる提出書類を、令和8年7月17日（金）午後4時までに保育課に持参もしくは郵送により提出すること。
- 提出書類電子データについては、CD-ROM/DVD-ROMに格納し併せて納品すること。
※提出先については「13. 書類提出先等」を参照

8. 参加辞退届の提出

提案参加届提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること

※提出先については「13. 書類提出先等」を参照

(2) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後4時【必着】

9. 候補者の選定

候補者の選定は、日野市保育所等 AI 入所選考システム導入・運用保守業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」と言う。）に基づき、一次選考及び二次選考を実施する。

一次選考では、提出書類をもとに評価点を算出し、上位 3 社までを選考の通過者とする。

一次選考通過者は、二次選考として、以下の日程でプレゼンテーション（デモ操作含む）を実施するので参加すること。プレゼンテーションの詳細は一次選考通過者に別途通知する。

【二次選考（プレゼンテーション）実施概要（案）】

- 実施日：令和 8 年 8 月 26 日(水)
- 場 所：日野市神明 1-13-2 子ども包括支援センターみらいく 3 階多目的室
- 参加者：企画提案者 1 者あたり 5 名まで
- 時 間：概ね 1 時間程度 ※詳細は一次選考通過者に別途通知する
- その他：ア) 説明は、提案書に沿って実施すること。
 - イ) 事業者は議事を取り、8 月 28 日（金）までに事務局へメールで提出すること（録音可）。
 - ウ) 当日の設備について、プロジェクタ、HDMI ケーブル、スクリーンは、市側で用意をする。その他プレゼンテーションで必要となるその他機材は持ち込み可。
- 評価基準
審査要領に定める評価基準に基づき、提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーションの内容を踏まえて審査を行う。評価点（各選定委員の評価の平均点）が 60 点以上を得た者の中から、審査委員の合計得点が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。

10. 選定結果の通知（一次、二次）

一次選考時に必要とする書類の提出があった全事業者、また二次選考対象となった者に対し、それぞれ電子メールにて選定結果を通知する。通知日時は以下を予定している。

一次選考結果 令和 8 年 7 月 31 日(金) 予定

二次選考結果 令和 8 年 9 月上旬

11. 契約の締結

- (1) 受託候補者と本市で、仕様書及び提案書等の内容を基本に協議を行い、協議が整った時点で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約を締結する。
- (2) 辞退その他の理由で契約ができなくなった場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

12. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 申請書類について情報公開請求があった場合、日野市情報公開条例に基づいて公開する

ことがある。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる最優秀提案者決定後とする。

- (4) 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属する。なお、本市が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 電子メール等の通信事故については、当市はいかなる責任も負わない。
- (6) 審査結果等について異議申し立ては一切受け付けない。

13. 書類提出先等

日野市子ども部保育課 担当：安部（あべ）・森原（くわばら）

所在地：日野市神明 1-13-2 子ども包括支援センターみらいく 1階

郵送先：〒191-8686 日野市役所子ども部保育課 相談受付係宛

電話：042-514-8637 e-mail：hoiku@city.hino.lg.jp

14. 提案資格の取消

提案者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、当該提案者を候補事業者としていた場合には、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 審査の公平性に影響をあたえる行為をしたと認められるとき。
- (3) その他審査委員会が不相当と認めたとき。

配布資料

様式1 提案参加届【1部】

様式2 会社概要【1部】

様式3 価格提案書【1部】※令和9年間から5年間の運用保守費用も含む

様式4 業務実績書

様式5 機能要件一覧（回答）

様式6 参加辞退届

様式7 質問書